

(第二類 第二号)

第百九十八回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成三十一年四月二日(火曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君
理事 小此木八郎君
理事 鬼木 誠君
理事 宮内 秀樹君
理事 後藤 祐一君
理事 安藤 高夫君
池田 道孝君
小田原 潔君
神田 裕君
古賀 篤君
田野瀬太道君
武村 展英君
富樫 博之君
藤井比早之君
穂坂 泰君
吉川 昶君
黒岩 宇洋君
初鹿 明博君
村上 史好君
岸本 周平君
竹内 譲君
浦野 靖人君

委員の異動
二月十八日
辞任 田畑 毅君
四月二日
辞任 井野 俊郎君
神田 裕君
小林 史明君
坂本 哲志君
田所 嘉徳君
長尾 秀樹君
道下 大樹君

補欠選任

重藤 哲郎君
荒川 敦君
小倉 将信君
池田 道孝君
佐藤 明男君
吉川 昶君
田野瀬太道君
小田原 潔君
村上 史好君
初鹿 明博君

補欠選任

井野 俊郎君
高橋ひなこ君
神田 裕君
坂本 哲志君
小田原 潔君
村上 史好君
初鹿 明博君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

同日

池田 道孝君
小田原 潔君
佐藤 明男君
田野瀬太道君
吉川 昶君
初鹿 明博君
村上 史好君

政府参考人
(国税庁課税部長) 重藤 哲郎君
衆議院調査局第二特別調査 荒川 敦君
室長

政党助成金を直ちに廃止することに関する請願
(藤野保史君紹介)(第九三三号)
同(本村伸子君紹介)(第九四四号)
は本委員会に付託された。

二月十三日

参議院選挙における合区の解消に関する陳情書
外一件(徳島市幸町三の五五 谷川俊博外九名)
(第四一七号)

一月二十九日

公営合同演説会に関する公職選挙法の改正を求
める意見書(北海道斜里町議会)(第七五〇号)
町村議会議員選挙においては男性議員及び女性
議員ごとに一人一票とすることができるよう法
律の改正を求める意見書(北海道斜里町議会)
(第七五一号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法
律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一七号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

山口委員長 これより会議を開きます。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣
府大臣官房総括審議官嶋田裕光君、総務省自治行
政局長北崎秀一君、総務省自治行政局選挙部長大
泉淳一君、法務省大臣官房審議官保坂和人君、国
税庁課税部長重藤哲郎君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。初鹿明博君。

○初鹿委員 お疲れさまです。立憲民主党の初鹿
明博です。

早速質問に入らせていただきます。

皆様のお手元に資料を配付させていただいてお
りますが、まず最初に、一番最初のページにあり
ますこの記事について何点が質問させていただき
ます。

これは、御当地ナンバーの図柄入りのナンバー
プレート、自動車のナンバープレートを交付する
に当たって、カラーにするに寄附を千円以上支
払って交付を受けるということになっているわけ
ですけれども、この千円払うという行為が公職選
挙法の寄附に該当するのではないかとということ
で、選挙管理委員会から、これは寄附に当たるか
もしれないから差し控えた方がよいという、そう
いう回答を得ているということが記事になってい
るわけでありまして。

この点について、私も、本来、地方議員という
のは、これは首長さんもそうですけれども、自分
の地元をPRをしたいという意識もあるでしょう
し、そうすべき立場の者ではないかと思うんです
が、その方がせつなくPRのためにこういうナン
バーをつくったのに、それを利用できないとい
うのはいかがなものかなというところで質問主意書
を出させていただきました。

一枚めくっていただいで、まず最初に、このナ
ンバープレートを交付をするに当たって支払うべ

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人
(内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 北崎 秀一君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

を限り、選挙の公平公正を確保し、もつて民主主義の健全な発達に寄与することを目的として議員立法により制定されたものでございますので、やはりきちっとした手続が私は重要なことだろうと考えております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。
続きまして、公職選挙法二百一条の九、都道府県知事又は市長の選挙における政治活動の規制についてでございます。

同じ期日の選挙でありましても、議員選挙と知事や市長の選挙は長さが違うということで、先に告示されるといふようなことがございます。その期間中については政党の活動等は禁止されるということなんですけれども、説明をいただいている、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動というところで、選挙時に規制される政治活動の中には、ビラ類の配布あるいは選挙に関する報道、評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示、そして、全ての選挙時に規制されない政治活動に、パンフレットなどというふうな区分に書いてあります。

これらを含めまして、何ができて何ができないのか、特に文書についてどのような定義になっておりますでしょうか。

○大泉政府参考人 都道府県の知事選挙又は市長選挙の期間中について申し上げますと、公職選挙法第二百一条の九の規定により、政党その他の政治活動を行う団体、これにつきましては、いわゆる確認団体として、それに該当しない限りは、当該選挙の行われる区域において、ビラの頒布やポスターの掲示など、政治活動であっても一定の禁止がかけられているとございます。

これにつきましては、まず、ビラの頒布につきましては、確認団体以外のものについてはその期間一切できないということとなります。また、機関紙につきましては、その選挙の報道、評論を掲載したものににつきましては、確認団体の本部が直接発行した本紙以外頒布することができないとされておりまして、また、パンフレットにつきましては

は、これは、当該選挙の特定の候補者の氏名又は氏名類推事項などが記載されない限りは、特段制限がないということでございます。

これは、基本的には、政治活動として行われても、そのとき行われている選挙の選挙運動と似通ってしまうというところがありますために政治活動も禁止しようという趣旨からきておりますので、ビラなどは選挙運動手段にもありますので、紛らわしいビラが出ないように禁止されているというところでございます。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。
実は、知事選挙が始まった後に、当該選挙区での議員選挙の立候補予定者の政党の機関紙号外というものが全紙に新聞折り込みをされているという事例があったことがございまして、それに対して、じゃ、市選挙、どうだということ、いや、これは違法じゃないですかというふうな最初の判断があり、相談を府あるいは総務省にかけ合ったんですかね、黒と白の断言はできないというふうな話で、その日のうちに意見が変わったという事例がございました。

これなんですけれども、知事選挙の最中に、その後告示をされる議員選挙の候補者が、自分の活動報告、これを頒布をする、自分の政党の機関紙号外として頒布をするというものは、これは合法でしょうか。

○大泉政府参考人 今の委員御指摘の機関紙の号外として配布するのであれば、それは、機関紙の選挙につきましても、その報道、評論の自由が、本部の発行するものなど限られてまいります。が、やられていない選挙についての報道ということになりますと、これにつきましては禁止する規定はございません。

ただし、具体的な態様によりまして、それが選挙の事前運動にわたるような場合につきましては、また、保証になるとは限らないと考えられます。
○森山(浩)委員 いや、私は衝撃でして、これはやっちゃだめだと思っていました。その後には

る議員選挙の候補者の機関紙号外というものはだめだと思つていましたけれども、知事選が始まってからも、いわゆる事前運動に当たらないような態様のものでは頒布ができるということでしょうか。

○大泉政府参考人 それが新聞の号外であればということでございます。
○森山(浩)委員 ありがとうございます。
これは地方の市の選挙も完全に間違つておりましたので、しっかりと各位にお知らせをいたしたいので、徹底をいたすようにお願いをいたしたい。

（発言する者あり）だよね。みんなびびりしてきているでしょう。そうなんです。恐らく、多くの選挙で、これはだめだよと言われているような話ではないかと思えます。よろしくお願いします。
○大泉政府参考人 ちよつと、先ほど新聞の号外であつたらと言いましたが、新聞であればいいということでございます。

ただ、その内容によりましては、その記載の内容によつては、選挙に関する報道、評論の保護範囲に当たらず、それは違反であるというふうにして過去の裁判例もあるということも事実でございますので、それぞれ、その記事の内容あるいは態様、頒布といふ点から、配られた度合いなど、総合的に勘案されて判断されるものだと考えられます。

○森山(浩)委員 いや、済みません、確認ですが、では、知事選挙が始まる前と始まった後で、議員選挙の候補予定者が配るものでより規制されるものは、知事選挙に関する記事だけということではよろしいですね。
○大泉政府参考人 機関紙誌を発行する場合に、規制の対象で明文であるのは当該選挙でございます。

○森山(浩)委員 今の内容を各都道府県、市町村選挙にきつちりとお伝えいただきますようにお願いをいたします。
それでは最後に、私の方では、昨年、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

案、それから公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案、そして政治資金規正法の一部を改正する法律案、この三本を衆議院に提出しております。平成三十年十一月二十二日、私ども、各党派にお願いをして提出をしておりますけれども、これもまた召集日に付託をされております。ぜひこの委員会でも今後詰つていきたいということで、私も理事でございますので、お願いをいたしたいと思います。

その中で、選挙権、被選挙権の年齢についてという部分で、まずは、衆議院と参議院、知事の被選挙権が五歳違うのはどういふ経緯でしょうか。
○大泉政府参考人 お答え申し上げます。
参議院の被選挙権につきましては昭和二十二年の参議院議員選挙法制定時から、また、知事選挙につきましては昭和二十一年の公選制が採用されたから、いずれも三十歳となつております。
衆議院議員などの選挙権に比べ五歳高くなつてい理由、趣旨でございますが、参議院議員の被選挙権については、二院制における参議院の役割を踏まえ、社会的経験から出てくる思慮分別に着目し、年齢が高く設定されたこと、都道府県知事の被選挙権年齢につきましては、行政の執行に当たる独任制の機関であつて相当の経験を必要とすることや、都道府県の規模や事務の性質、管轄区域の広さなどの点を踏まえたものといった説明がなされてきたものと承知しております。（発言する者あり）

○森山(浩)委員 今お話ありましたが、政令市も同じ権限じゃないかなんというふうな話もありませんが、先般の法改正で選挙権を二十歳から十八歳に下げをしております。海外の事例なども参考にしておりますが、これはどういふ理由でしたか。
○大泉政府参考人 選挙権年齢の十八歳への引下げを内容とする公職選挙法は、平成二十七年に議員立法により提出され、成立しております。

これに関する経緯としましては、平成十九年に成立しました日本国憲法の改正手続に関する法律におきまして投票権年齢が本則で十八歳以上とさ

れていたところ、平成二十六年の同法改正の際に、四年後に自動的に十八歳以上に引き下げられるというふうな改正が行われましたため、同じ参政権グループに属します選挙権年齢も一致させることが望ましいという観点から、平成二十六年の改正法の附則において必要な措置を講ずるとされ、これが平成二十七年に実現したということとなっております。

その選挙権年齢引下げの審議の過程におきましては、選挙権年齢を十八歳とする理由につきまして、提案者から、若年層の政治的関心を高めることともに、諸外国では十八歳以上としている例が多いことなどが挙げられておりと承知しております。

○森山(浩)委員 その結果、十八歳で選挙権を得て、知事に、あるいは参議院に立候補するまでに十二年の差があります。十二年間は被選挙権はないけれども選挙権はある、こういう事例は海外ではございますか。

○大泉政府参考人 G7の諸国などの下院を見ますと、それほど大きな差はないということでございます。ただ、上院につきましては、アメリカでは、日本と同じように、選挙権年齢が十八歳で被選挙権年齢が三十歳、イタリヤでは、選挙権年齢が二十五歳で被選挙権年齢が四十歳というような例もござります。この二つの国におきましては、十二歳以上の差が設けられていると承知しております。

○森山(浩)委員 選挙のないところもありますし、G7の中ではその三方国、G7含め先進国系では三方国ということでございますが、我々、被選挙権を五歳引き下げるといふ提案をこの法案の中でしております。判断力は十八歳でもあるんだとした中で、ぜひ五歳引下げ、被選挙権の方もやっつけていきたいと思いますけれども、大臣、今の状態、十二歳もあいている、ほとんどそういう国がない中で、今の日本の状態をどのようにお感じでしょうか。

○石田国務大臣 今、選挙部長から答弁させてい

ただいたように、諸外国の例を見ても、選挙権年齢と被選挙権年齢は必ずしも一致していないなど、被選挙権年齢のあり方にはさまざまな考え方があつたものと承知をいたしております。

我が国の被選挙権年齢については、過去の国会での答弁によりまして、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されているとの説明がなされてきたものと承知をいたしております。

被選挙権年齢は、当該公職の職務内容、選挙権年齢とのバランス等も考慮しながら検討されるべき事柄であると考えておりまして、いずれにいたしましても、被選挙権年齢のあり方につきましては、民主主義の土台である選挙制度の根幹にかかわるものでありますことから、各党各会派で御議論いただくべき事柄であると考えております。

○森山(浩)委員 引き続き議論してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○山口委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 国民民主党の後藤祐一でございます。まずは、昨日、新しい、五月一日からの元号が令和と決まったことを祝福したいと思います。

その上で、法律論として少し確認をしておきたいので、内閣府から、きょう、審議官に来ていただいておりますけれども、今回、来週審議がされるのではないかと、今、皆さんのお手元にある参議院の執行経費基準法案も、施行日はことしの六月一日となっております。平成三十一年六月一日となつておりますが、新しい元号が令和と発表されたわけでございます。これは直さなくてよろしいんではないかと、審議官。

○嶋田政府参考人 現在御審議中の法案の扱いにつきましては、一応その取扱いは、昨日、政府におきまして、ご説明をさせていただきます。整理させていただきますが、本日公表させていただきますところでございますが、法律とか政令におきまして、平成を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効として、改

元のみを理由として改正をするということとは行わないということ、それから、改元以外の理由によつて改正を行うような際には、当該法律案を、又は政令の全ての規定について改元を行う必要ない改正をあわせて行うということ、ただし、改元のみを理由とする改正を行わないことによりまして支障を生ずる特別の事情がある場合は、個別に検討の上、所要の措置をとるものというふうな考え方を整理させていただいたものでございます。

○後藤(祐)委員 いや、何を言っているかわかった人はほとんどいないと思うんですけども、要するに、直す必要はあるんですか、ないんですか。

○嶋田政府参考人 四月中におきましては、公とされる文書の中では、まず、改元、元号を改める政令というのは、元号が、皇位の継承があつた場合に改めるという元号法の趣旨がござりますので、各府省が作成して公にする文書にはまだ平成というのはいりますけれども、その後、五月一日を越えまして施行される段階におきましては、公とされる文書は平成を新しい元号に変えるということとは、よろしいのではないかと、いふふうに思料いたします。

○後藤(祐)委員 つまり、四月中は、令和というものは、五月一日以降のことについても、四月中については公にする文書では変えない、五月一日以降は公にする文書では令和を使うという答弁だと、うなずいておられますからそういうことだと理解しますが、そうすると、この法律、五月一日以降、令和に直さなくていいんではないかと。

○嶋田政府参考人 五月一日の施行後に、確実にということであるならば、平成というのを新しい令和というふうな名前に変えるというのがよろしいのではないかと、いふふうに考えます。(後藤(祐)委員「ごめんない、聞こえないです」と呼ぶ) 済みませぬ。

五月一日以降の施行ということでございますが、それは、それを新しい元号を用いて表記するということは構わないというふうにご承知しております。

○後藤(祐)委員 この法律は、平成三十一年六月一日に施行すると書いてあるので、五月一日以降になつて、この法律をもう一回改正する必要はないのでしょうかと聞いています。

○嶋田政府参考人 失礼いたしました。

五月以降の取扱いにつきましては、関係者において個別に検討の上、必要があれば所要の措置を講じていただくものではないかと、いふふうに考えております。

○後藤(祐)委員 必要があれば所要の措置を講ずるといふのは非常に重要な答弁なんですけど、これ、一つ一つの法律ごとにやるのは非常に手間がかかるので、五月一日以降施行されるわけですから、全ての法律で一括して、平成三十一年と書いてあるものは、五月一日以降については令和元年と読みかえる、以降、マイナス三十年ずつという趣旨だと私は今の答弁を受けとめますが、出すべきだということよろしいでしょうか。

○嶋田政府参考人 個別の法律の規定ぶり、それぞれにつきましては、単に平成を令和とするという場合以外に、例えば平成三十二年を令和二年にするとか、個別の年についていろいろ精査をしていく場合、あるいは元号をどういふふうにかかるとか、いろいろそれぞれの個別の法令ごとに具体的な内容を精査していただく必要があるというふうにご承知しております。ここは一括ということではなくて、柔軟な対応をさせていただければというふうにご承知しております。

○後藤(祐)委員 委員長も首をかしげていますけど、個別に何か違う事情というのはよくわかりませんが、少なくとも昭和を平成に読みかえる法律は出ていないんですね。それは何でなくて済んでいるんですかと聞いたら、それは、解釈上、誤解の余地がないからいいのだ、あえて読みかえる法律はなくていいのだ、解釈で済むのだという事務方の説明を伺つておりますが、今の御答弁ですと、ちよつとそここの解釈が変わつてきているというところなのかなと思ひます。